

平成 28 年 8 月 4 日 作成
平成 28 年 9 月 29 日 一部追記

届出書添付書類一覧

※基準告示に示す書類を提出する際には、局長通知の別紙 1（またはこれに準ずる様式）に必要事項を記入し、書類とともに提出します（具体的内容は局長通知をご確認ください）。

基準告示) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 1 条第 5 項第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 28 年 2 月 12 日 厚生労働省告示第 29 号）

局長通知) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成 28 年 2 月 12 日 薬生発 0212 第 5 号、厚生労働省医薬・生活衛生局長）

かかりつけ薬局の基本的機能

1. 省令手順書の記載が確認できる書類
 - 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。
 - 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。
 - 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。
 - 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。
 -
 - ほか

<参考>

- ・健康サポート薬局 Q&A（日薬作成）「参考資料 3」の枠線内の記載内容

2. 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表
3. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料

<参考>

- ・日薬ホームページ（トップ）> 日本薬剤師会の取り組み > 日薬 e お薬手帳 > 日薬版電子お薬手帳（日薬 e お薬手帳）> お薬手帳の電子版（詳細） ※お薬手帳の役割

http://www.nichiyaku.or.jp/e_okusuritecho/patient.html

- ・日薬ホームページ（トップ）> 会員向けページ > 各種資料（会員向け）> 2014 年 6 月 お薬手帳携帯促進ポスター

<http://nichiyaku.info/member/siryoun20140623.html>

- ・お薬手帳（企画・発行：日本薬剤師会、発売：薬事日報社）の中に記載されている説明内容

4. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料

<参考>

- ・地域の住民・患者から信頼される「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」の役割について（平成27年9月16日、日本薬剤師会）
<http://www.nichiyaku.or.jp/action/wp-content/uploads/2015/09/15091702.pdf> ※日薬ホームページより検索可能
- ・日薬ホームページ（トップ）> 会員向けページ > 平成28年度「薬と健康の週間」における全国統一事業 実施要綱 ※ポスター、チラシ
<http://nichiyaku.info/member/info/n20160929.html>
- ・日薬ホームページ（トップ）> 日本薬剤師会の取り組み > 薬と健康の週間 > 平成28年度ポスター
URL 省略

5. 当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書
6. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類
7. 医療機関に対して情報提供する際の文書様式

<参考>

- ・服薬情報提供料（調剤報酬点数表）における別紙様式1

健康サポート機能

1. 健康サポート業務手順書の記載が確認できる書類
 - 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
 - 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。
 - 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。
 -

➤ ほか

<参考>

・健康サポート薬局 Q&A（日薬作成）「参考資料 3」の枠線内の記載内容

2. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト
 - 地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。
 - 医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。

3. 以下の内容を記載できる紹介文書
 - 紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項

<参考>

・日薬ホームページ（トップ）> 会員向けページ > 要指導医薬品・一般用医薬品 > 要指導医薬品、一般用医薬品販売の手引き 改訂第2版（26頁）患者案内状

http://nichiyaku.info/member/ippanyaku/pdf/n20151116_tebiki.pdf

4. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）
5. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料

<参考>

・研修実施機関が交付する研修修了証（写）
・特掲診療料の施設基準等の届出に係る様式 4（勤務従事者の名簿） など

6. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料
7. 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料
8. 薬局の中で提示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料

9. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト
10. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト
11. 開店している営業日、開店時間を記載した文書
12. 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料

<参考>

- ・各薬局で実際に使用している薬剤服用歴の記録（薬歴）の様式 など

13. 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）

<参考>

- ・局長通知「健康サポートに関する具体的な取組の実施」（16 頁、2（8）②）を参照

14. 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）

<参考>

- ・局長通知「健康サポートに関する取組の周知」（16～17 頁、2（8）②）を参照

15. 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

<参考>

- ・都道府県等を通じて配布されるポスターやリーフレットなど（例：毎年配布される「薬と健康の週間」に係るポスター）